

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 船舶からの有害水バラストの排出の規制

一 有害水バラストの要件は、当該水バラストに含まれる水中の生物の数がその大きさごとに一定容量当たり一定数以上であること又は当該水バラストに含まれる大腸菌等の細菌の数が一定容量当たり一定数以上であることとする。

(第一条の四関係)

二 海洋環境の保全の見地から有害となるおそれのない有害水バラストの排出の基準は、排出海域が公海である場合にあっては公海において積み込まれた有害水バラストの排出であること等の要件に、排出海域が公海以外の海域である場合にあっては排出される場所とおおむね同一の場所で積み込まれた有害水バラストの排出であること等の要件に適合するものであることとする。

(第九条関係)

三 二以上の船舶バラスト水規制管理条約締約国間において合意されて行われる有害水バラストの排出の要件は、積み込み及び排出を行う区域その他の事項を遵守して行われる有害水バラストの排出であることとする。

(第九条の二関係)

四 法第十七条の六の規定による技術的読替えについて定めるものとする。

(第九条の三関係)

五 湖沼等の環境の保全の見地から有害となるおそれのない有害水バラスト湖沼等排出の基準は、当該有害水バラストが流され、又は落とされる場所とおおむね同一の場所で積み込まれた有害水バラストについての有害水バラスト湖沼等排出であること等の要件に適合するものであることとする。

(第九条の四関係)

六 三は、二以上の船舶バラスト水規制管理条約締約国間において合意されて行われる有害水バラスト湖沼等排出の要件について準用するものとする。

(第九条の五関係)

第二 バルティック海海域、北海海域、北米海域及び米国カリブ海海域において船舶に使用する燃料油の硫黄分の濃度の基準を〇・一パーセント以下とするものとする。

(第十一条の十関係)

第三 附則

一 この政令は、一部の規定を除き、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この政令の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする。

(附則第二条から第七条まで関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

(附則第八条関係)